

## 「苫前町中小事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金」

### 申請のご案内

#### 1. 事業目的

苫前町では、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者に対し、光熱費等の負担増に対する経営支援として、エネルギー品目での物価上昇率（消費者物価指数）に基づく「中小事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金」の給付事業を実施いたします。

#### 2. 申請受付期間

令和5年1月10日～令和5年2月10日

#### 3. 申請要件

支給対象者は、苫前町内に事業所（店舗等）を有する中小事業者（中小企業基本法第2条第2項各号に規定する中小企業者）であり、1年以上事業を継続する意思を有する事業者となります。

なお、複数の事業を行っている事業者の重複支給はされません。

（1事業者あたり1回限りです）

※ただし、次に該当する者は支給対象外となります。

- (1) 農業及び漁業を主たる事業として営む者
- (2) 公の施設の指定管理に係る業務を主たる事業として営む者
- (3) 苫前町物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業の対象施設に係る事業を営む者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) 苫前町暴力団排除条例（平成24年苫前町条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者

#### 4. 支援対象となる経費（エネルギー経費）

対象事業所における令和3年9月分を含む決算書等に計上された 重油、軽油、灯油、ガソリン、LPガス、電気料金等の光熱費及び燃料費等（税込み）が対象の経費となります。

※ただし、次の経費は対象外です。

- (1) 上下水道料
- (2) 苫前町以外の事業所で使用したもの
- (3) 販売目的に仕入れた燃料等
- (4) 事業用以外の光熱費及び燃料費等

#### 5. 支援金の額

支援金の額は、対象経費に令和3年9月から令和4年9月の消費者物価指数におけるエネルギー構成品目の上昇率17%を乗じて得た額（千円未満切り捨てた額）とし、上限額は10万円、下限額は1万円となります。

$$\begin{aligned} & \text{「決算書等に基づく光熱費及び燃料費」(税込み)} \times \text{物価上昇率「17\%」} \\ & = \underline{\text{支援金 (千円未満切り捨て)}} \end{aligned}$$

(1万円に満たない場合は、支給対象外です)

#### 6. 申請手続き

次の書類を準備し、苫前町商工労働観光課へ申請してください。

- (1) 中小事業者エネルギー価格高騰対策緊急支援金申請書（別記様式第1号）
- (2) 宣誓・同意書（別記様式第2号）
- (3) 当該決算期における確定申告書・決算書または収支内訳書等の写し
- (4) 対象となる光熱費及び燃料費等の内訳が確認できるものの写し  
(元帳などの帳簿書類や領収書など)
- (5) 支援金の振込先口座の通帳の写し (通帳を開いたページ)

## 7. 申請書類の入手方法

苫前町役場、古丹別支所、苫前町商工会の各窓口にて備え付けてあります。

また、苫前町のホームページからもダウンロードすることができます。

添付の申請書類を汚損・紛失等した場合は、こちらから入手してください。

## 8. その他

申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合は、支援金支給決定通知書を送付し、その後、指定口座へ支援金を振り込みいたします。

なお、振り込みまでには、2・3週間ほどお時間がかかります。

■お問い合わせは **苫前町 商工労働観光課** へ

〒078-3792

苫前町字旭 37 番地の 1

苫前町役場 2 階

☎ 0164-64-2212